

(令和2年6月11日提出)

令和2年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和2年6月議会定例会議案

目 次

議案第45号	令和2年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第46号	令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	8
議案第47号	令和2年度新潟市介護保険事業会計補正予算	12
議案第48号	令和2年度新潟市病院事業会計補正予算	15
議案第49号	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	16
議案第50号	新潟市市税条例等の一部改正について	17
議案第51号	新潟市介護保険条例の一部改正について	29
議案第52号	新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	30
議案第53号	新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正について	32
議案第54号	新潟市潟東ゆう学館条例の一部改正について	35
議案第55号	新潟市公民館条例の一部改正について	38
議案第56号	新潟市万代島多目的広場条例の一部改正について	40
議案第57号	新潟市手数料条例の一部改正について	44
議案第58号	新潟市奨学金条例等の一部改正について	45
議案第59号	新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	47
議案第60号	新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正について	48
議案第61号	新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	49
議案第62号	損害賠償の額の決定について	51
議案第63号	権利の放棄について	52
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	53
報告第1号	継続費繰越計算書の報告について	54
報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について	56
報告第3号	予算繰越計算書の報告について	59

議案第 4 5 号

令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 9 9, 8 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 7, 3 7 6, 9 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		148,131,405	2,193,642	150,325,047
	1 国庫負担金	51,281,638	48,661	51,330,299
	2 国庫補助金	96,565,113	2,144,981	98,710,094
20 県支出金		20,265,210	370,941	20,636,151
	2 県補助金	4,836,740	370,941	5,207,681
23 繰入金		1,626,328	139,564	1,765,892
	1 基金繰入金	1,626,328	139,564	1,765,892
24 繰越金		1	226,672	226,673
	1 繰越金	1	226,672	226,673
26 市債		46,012,500	1,169,000	47,181,500
	1 市債	46,012,500	1,169,000	47,181,500
歳 入	合 計	473,277,121	4,099,819	477,376,940

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		121,121,326	197,700	121,319,026
	1 総務管理費	117,156,633	105,000	117,261,633
	2 徴税費	2,598,731	92,700	2,691,431
3 民生費		122,414,091	300,025	122,714,116
	1 社会福祉費	10,014,400	20,000	10,034,400
	2 児童福祉費	45,489,352	209,300	45,698,652
	5 老人福祉費	26,773,953	64,125	26,838,078
	6 国民年金費	44,538	6,600	51,138
4 衛生費		25,987,621	424,416	26,412,037
	1 保健衛生費	15,085,486	418,416	15,503,902
	2 清掃費	10,902,135	6,000	10,908,135
5 労働費		1,689,759	6,600	1,696,359
	1 労働諸費	1,689,759	6,600	1,696,359
6 農林水産業費		6,353,645	87,650	6,441,295
	1 農業費	3,090,848	87,650	3,178,498
7 商工費		15,377,202	144,500	15,521,702
	1 商業費	13,747,873	134,500	13,882,373
	2 工業費	1,629,329	10,000	1,639,329
8 土木費		55,588,497	2,802,928	58,391,425
	2 道路橋りょう費	21,002,921	2,749,228	23,752,149
	4 都市計画費	26,910,096	53,700	26,963,796
10 教育費		59,602,660	36,000	59,638,660
	8 保健給食費	2,617,541	36,000	2,653,541

款	項	補正前の額	補正額	計
13 予備費		300,000	100,000	400,000
	1 予備費	300,000	100,000	400,000
歳	出	合	計	
		473,277,121	4,099,819	477,376,940

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
税系システム再構築事業	令和 3年度から 令和 5年度まで	1,282,500
児童相談所施設整備事業	令和 3年度	40,000
国民年金システム再構築事業	令和 3年度から 令和 4年度まで	123,400

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童相談所整備事業費	12,700	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業費	10,419,600	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	11,575,900	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第46号

令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和2年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,152,906千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		6,068,780	20,000	6,088,780
	1 他会計繰入金	5,833,784	20,000	5,853,784
歳 入	合 計	75,132,906	20,000	75,152,906

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,301,581	20,000	1,321,581
	1 総務管理費	1,300,135	20,000	1,320,135
歳 出	合 計	75,132,906	20,000	75,152,906

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム再構築事業	令和 3年度から 令和 4年度まで	1,074,200

議案第 47 号

令和 2 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,584,212 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		19,114,312	27,000	19,141,312
	2 国庫補助金	5,178,246	27,000	5,205,246
7 繰入金		13,884,464	13,500	13,897,964
	1 一般会計繰入金	13,051,303	13,500	13,064,803
歳 入	合 計	83,543,712	40,500	83,584,212

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,830,067	40,500	1,870,567
	1 総務管理費	1,301,315	40,500	1,341,815
歳 出	合 計	83,543,712	40,500	83,584,212

議案第 48 号

令和 2 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業収益	25,463,859	101,443	25,565,302
第 2 項 医業外収益	3,888,745	101,443	3,990,188

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	26,188,613	19,203	26,207,816
第 1 項 医業費用	25,611,195	19,203	25,630,398

第 3 条 予算第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（他会計からの補助金）

第 11 条 新型コロナウイルス感染者の入院病床を確保したことに伴う減収補てんのため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、82,240 千円である。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 49 号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の防疫等業務に従事する職員に対する接触手当の特例）

- 5 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事した職員に対しては、日額の接触手当を支給する。この場合において、第 12 条の規定は、適用しない。
- 6 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 4,000 円以内で規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和 2 年 1 月 27 日から適用する。

議案第50号

新潟市市税条例等の一部改正について

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第1条 新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第28条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第43条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第47条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第47条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第70条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第70条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（3） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第71条第1項を次のように改める。

固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第70

条若しくは法第383条の規定により，又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には，その者に対し，10万円以下の過料を科する。

第90条第2項に次のただし書を加える。

ただし，1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については，当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第90条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第92条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に，「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に，「提出しない場合には，適用しない」を「提出している場合に限り，適用する」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は，卸売販売業者等が，同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について，第94条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し，かつ，法施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り，適用する。

第94条第1項中「第92条第2項」を「第92条第3項」に改める。

第128条第6項中「第47条第6項」を「第47条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に，「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め，「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」

に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における当該加算した割合」に改める。

附則第3条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条中「法附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第10項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同条に次の1項を加える。

17 法附則第62条の条例で定める割合は、零とする。

附則第10条、附則第11条及び附則第13条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第18条及び附則第19条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第19条の4中「若しくは第44項」を「、第44項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「又は法」を「又は」に、「若しくは第15条の3」を「、第15条の3若しくは第61条」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第38条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 新潟市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第8条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第19条の4中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第39条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新

型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の4の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第40条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 新潟州市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の2中「及び第4項」を削る。

第11条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第17条第1項の表第1号の項において「収益事業」という。)」を加え、「第17条第1項の表第1号」を「同号」に、「第43条第10項から第12項まで」を「第43条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若し

くは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第43条第1項中「第4項, 第19項, 第22項及び第23項」を「第31項, 第34項及び第35項」に, 「第10項, 第11項及び第13項」を「第9項, 第10項及び第12項」に, 「第4項, 第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に, 「同条第22項」を「同条第34項」に, 「第3項」を「第2項後段」に改め, 同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に, 「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め, 同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に, 「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め, 同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め, 同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に, 「同条第21項」を「同条第33項」に, 「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に, 「同条第23項」を「同条第35項」に改め, 同条第6項中「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に, 「同条第22項」を「同条第34項」に, 「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め, 同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に, 「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め, 同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め, 同条第9項を削り, 同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に, 「同条第42項」を「同条第52項」に, 「第12項」を「第11項」に改め, 同項を同条第9項とし, 同条第11項を同条第10項とし, 同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め, 同項を同条第11項とし, 同条第13項中「第10項」を「第9項」に, 「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め, 同項を同条第12項とし, 同条第14項を同条第13項とし, 同条第15項中「第13項」を「第12項」に, 「第10項」を「第9項」に改め, 同項を同条第14項とし, 同条第16項中「第13項前段」

を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第44条第2項中「,第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「,第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「,第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には,当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し,又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「,第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第44条の2第4項から第6項までを削る。

第90条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(新潟市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年新潟市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち,新潟市市税条例第12条第1項第3号の改正規定中「,「又は寡夫」を「,寡夫又は単身児童扶養者(法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。)」に」を削り,同条例第29条の2第1項第3号の改正規

定を削る。

附則第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附則第 1 条第 5 号中「前号及び」を削り、同条第 6 号中「(第 4 号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第 7 号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第 1 条中新潟市市税条例第 90 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 6 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日

(3) 第 1 条中新潟市市税条例第 12 条第 1 項第 3 号、第 20 条及び第 28 条第 1 項ただし書の改正規定、第 70 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 71 条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2 及び第 3 条の 2 の 2 第 1 項の改正規定、第 2 条、次条並びに附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

(4) 第 3 条中新潟市市税条例第 90 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 7 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日

(5) 第 3 条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(6) 第 1 条中新潟市市税条例附則第 16 条第 1 項及び第 16 条の 2 第 3 項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 12 号)附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(7) 第 1 条中新潟市市税条例附則第 19 条の 4 の改正規定(「若しくは第 44 項」

を「第44項若しくは第48項」に改める部分に限る。) 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第12条第1項(第3号に係る部分に限る。)、第20条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第11条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第29条の2第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第29条の3第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき所得

税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

- 6 新条例第43条第2項の規定は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人市民税について適用する。

- 2 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第47条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第47条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第70条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを

知った者について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第8条の2第9項の規定は、令和2年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備に対して課すべき令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の2第17項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。以下「改正法」という。）附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第62条に規定する家屋及び構築物に対して課すべき令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 新条例第92条第2項及び第3項の規定は、令和2年4月1日以後に新条例第94条に規定する申告書の提出期限が到来する市たばこ税について適用する。

議案第 5 1 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例）

第 2 1 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症又はその影響により、第 1 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和 2 年 2 月 1 日から規則で定める日までの間に属するものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第 2 項の規定にかかわらず、規則で定める日とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例についての経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第 1 2 条第 2 項の規定により行った申請は、改正後の附則第 2 1 条に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同条の適用を受けた申請とみなす。

議案第 5 2 号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「正規の勤務時間（勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間に相当する勤務時間を）」を「規則で定める正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」と）に改める。

第 2 1 条を次のように改める。

（給与その他の給付の減額）

第 2 1 条 職員が正規の勤務時間について勤務しないときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その勤務しない 1 時間につき当該各号に定める額を減額した給与及び報酬を支給する。ただし、規則で定める休日又は代休日である場合、休暇（規則で定める介護休暇及び介護時間を除く。）による場合その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合は、この限りでない。

（1） フルタイム会計年度任用職員 第 1 5 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額

（2） パートタイム会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるもの 第 1 5 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額

（3） パートタイム会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるもの 第 1 5 条第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額

(4) パートタイム会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるもの 第15条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額

(5) 特殊勤務手当に相当する報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員 第15条第5項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に任命権者が承認した同日以後の介護休暇及び介護時間については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正について

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成 2 9 年新潟市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 1 3 号の前に次の 2 号を加える。

(1 1) 研修室

(1 2) 指導員室

第 7 条第 2 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 1 1 号」に改める。

別表のうち 1 の表に次のように加える。

音楽室	1 回につき	午前	2, 0 0 0
		午後	2, 6 0 0
		夜間	2, 6 0 0
調理室	1 回につき	午前	1, 6 0 0
		午後	2, 1 0 0
		夜間	2, 1 0 0
談話室 1	1 回につき	午前	1, 2 0 0
談話室 2		午後	1, 6 0 0
		夜間	1, 6 0 0

多目的スペース 1	1 回につき	午前	1, 5 0 0
多目的スペース 2		午後	2, 0 0 0
		夜間	2, 0 0 0

別表のうち 2 の表研修室の項及び指導員室の項を削り，同表中

「

多目的スペース 1	1 回につき	午前	8 0 0
多目的スペース 2		午後	1, 1 0 0
		夜間	1, 1 0 0

」

を

「

多目的スペース 1	1 回につき	午前	8 0 0
多目的スペース 2		午後	1, 1 0 0
		夜間	1, 1 0 0
研修室	1 人につき	1 日	1, 0 0 0
指導員室	1 人につき	1 日	1, 0 0 0

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後に改正後の第 7 条第 2 項各号に掲げるもの以外のものに係る音楽室，調理室，談話室及び多目的スペースの次に掲げる行為については，この条例の

施行前においても、改正後の新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の規定の例により行うことができる。

- (1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し
- (2) 利用者が行う利用の取止めの申出
- (3) 市長が行う使用料の徴収及び還付
- (4) 指定管理者が行う使用料の納付期日の決定及び免除
- (5) 前各号に関し必要な手続
- (6) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

議案第 5 4 号

新潟市潟東ゆう学館条例の一部改正について

新潟市潟東ゆう学館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市潟東ゆう学館条例の一部を改正する条例

新潟市潟東ゆう学館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新潟市潟東地区公民館」の次に「（以下「公民館」という。）」を加える。

第 3 条第 2 号ア及びイを次のように改める。

ア 公民館

イ 図書館

第 3 条第 2 号ウ及びエを削り、同条に次の 1 項を加える。

2 ゆう学館は、新潟市公民館条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 4 4 号）により設置する公民館及び新潟市立図書館条例（平成 1 9 年新潟市条例第 1 1 号）により設置する図書館を併設する。

第 5 条第 3 号を削る。

第 6 条第 1 項中「及び学び棟」を削る。

第 8 条，第 1 2 条第 1 項，第 1 4 条第 1 項，同条第 2 項第 1 号及び第 2 号，第 1 5 条，第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 号中「又は学び棟」を削る。

第 2 0 条を第 2 5 条とし，第 1 9 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 2 0 条 市長は，ゆう学館の設置の目的を効果的に達成するため，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により，法人その他の団体であって，市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にゆう学館の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第21条 ゆう学館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、ゆう学館の指定管理者として指定するものとする。

(1) ゆう学館の平等利用が確保されること。

(2) ゆう学館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がゆう学館の設置目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(2) ゆう学館の利用の許可に関する業務

(3) 第10条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

(5) ゆう学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(6) その他ゆう学館の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第24条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

別表のうち1の表中「1 福祉棟」を「福祉棟」に改め、同表(2)の表を次のように改める。

(2) 和室

区分	単位	使用料の額(1室につき)(円)
市内に住所を有する者の利用	1回	1,500
市外に住所を有する者の利用	1回	2,500

別表のうち2の表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日より施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長が行うゆう学館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市潟東ゆう学館条例の規定の例により行うことができる。

議案第 5 5 号

新潟市公民館条例の一部改正について

新潟市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公民館条例の一部を改正する条例

新潟市公民館条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を第 1 6 条とし、第 1 0 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 1 条 教育委員会は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に潟東地区公民館の管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手續）

第 1 2 条 潟東地区公民館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、潟東地区公民館の指定管理者として指定するものとする。

（1） 潟東地区公民館の平等利用が確保されること。

（2） 潟東地区公民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして教育委員会があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出させた事業

計画書その他教育委員会規則で定める書類を審査し、被選考者が潟東地区公民館の設置目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 潟東地区公民館の施設の利用に関する業務（利用許可業務を除く。）
- (2) 潟東地区公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他潟東地区公民館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第15条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 潟東地区公民館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市公民館条例の規定の例により行うことができる。

議案第 56 号

新潟市万代島多目的広場条例の一部改正について

新潟市万代島多目的広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市万代島多目的広場条例の一部を改正する条例

新潟市万代島多目的広場条例（平成 30 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条から第 14 条までを削り，第 15 条を第 10 条とし，第 16 条を第 11 条とし，第 17 条を第 12 条とする。

第 18 条に次の 1 項を加え，同条を第 13 条とする。

2 市長は，前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

第 19 条を第 14 条とする。

第 14 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 15 条 市長は，多目的広場の設置の目的を効果的に達成するため，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により，法人その他の団体であつて，市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に多目的広場の管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手續）

第 16 条 多目的広場の指定管理者の指定を受けようとするものは，事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は，前項の規定により申請をしたもののうち，提出された事業計画書等により，次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを，多目的広場の指定管理者とするものとする。

（1） 多目的広場の平等利用が確保されること。

(2) 多目的広場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 供用日又は供用時間の変更に関する業務。ただし、供用日又は供用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) この条例の規定による許可に関する業務

(3) 第12条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) 第13条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務

(5) 多目的広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、多目的広場の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第18条 許可利用者は、多目的広場の専用利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第19条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第20条を第24条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第21条 第19条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱)

第23条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

別表中「第10条関係」を「第18条関係」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考3、備考4及び備考5中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考7中「使用料」を「利用料金の上限額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の新潟市万代島多目的広場条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

3 新潟市万代島多目的広場の利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日前に改正前の新潟市万代島多目的広場条例の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，新条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。
- 5 新条例第18条の規定は，施行日以後の利用について適用し，施行日前の利用については，なお従前の例による。

議案第 57 号

新潟市手数料条例の一部改正について

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 12 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表（1）の表中 7 の項を削り， 8 の項を 7 の項とし， 9 の項から 17 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 58 号

新潟市奨学金条例等の一部改正について

新潟市奨学金条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市奨学金条例等の一部を改正する条例

(新潟市奨学金条例の一部改正)

第 1 条 新潟市奨学金条例（平成 19 年新潟市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「5 パーセント」を「3 パーセント」に改める。

(新潟市社会人奨学金条例の一部改正)

第 2 条 新潟市社会人奨学金条例（平成 20 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「5 パーセント」を「3 パーセント」に改める。

(新潟市入学準備金貸付条例の一部改正)

第 3 条 新潟市入学準備金貸付条例（平成 23 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「5 パーセント」を「3 パーセント」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の新潟市奨学金条例（以下「改正後の奨学金条例」という。）第 16 条第 1 項の規定、第 2 条の規定による改正後の新潟市社会人奨学金条例（以下「改正後の社会人奨学金条例」という。）第 16 条第 1 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の新潟市入学準備金貸付条例（以下「改正後の入学準備金貸付条例」という。）第 13 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日か

ら適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の奨学金条例第16条第1項の規定，改正後の社会人奨学金条例第16条第1項の規定及び改正後の入学準備金貸付条例第13条第1項の規定は，令和2年4月1日以後の期間に対応する遅延損害金の額の計算について適用し，同日前の期間に対応する遅延損害金の額の計算については，なお従前の例による。

議案第 59 号

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正について

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成 12 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「第 14 条第 9 項」を「第 14 条第 13 項」に改める。

附 則

この条例は，令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 6 1 号

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 5 号中「専ら自転車の通行の用に供するために設けられる車道又は路肩」を「自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道」に改め、同条第 2 4 号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条第 1 項本文中「停車帯」の次に「，自転車通行帯」を加え、同条第 5 項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 1 0 条第 1 項を次のように改める。

自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第 1 0 条第 2 項ただし書中「においては、」の次に「1メートルまで」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場

合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第10条に次の1項を加える。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第12条第1項本文中「第3種」の次に「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)」を加え、「第4種の道路」を「第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項本文中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第13条第1項本文中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第14条第1項本文中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第35条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第44条中「第9条第1項」の次に「, 第12条第1項及び第2項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和2年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

新潟市民病院において左副鼻腔真菌症に対する左内視鏡下副鼻腔手術を施行した際に、内直筋断裂を生じ、左眼球運動障害及び複視が残存した医療事故

2 相手方

新潟市在住の女性

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、22,960,301円とする。

議案第 6 3 号

権利の放棄について

次のとおり権利の放棄をするものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

1 相手方

別表に掲げる者を相手方とする。

2 内容

別表の相手方の欄に掲げる者に対し同表の債権名の欄に掲げる権利を放棄する。

3 債権額

別表に掲げる債権額のとおり

4 放棄する額

別表に掲げる債権額及びこれに係る放棄をする日の前日までに発生する全ての利子、
遅延損害金及び延滞金

別表

相手方	債権名	債権額
新潟市中央区南笹口一丁目 8 番 5 2 号メゾネット朝 1 0 6 号 株式会社安らぎ健康会	平成 2 3 年度介護基盤緊急 整備臨時特例補助金返還金 (小規模多機能型居宅介護 事業所安らぎ健康会)	17, 120, 186 円

報告第1号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

令和元年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越総額	翌年度繰越総額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額
				予算上額	前年度繰越額				計	内部留保資金	
1	資本的支出	配水場施設整備事業	2,178,220,000	546,480,000	27,371,498	568,170,000	5,681,498	5,681,498	5,681,498	5,681,498	
					573,851,498						

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

令和元年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位:円)
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国庫支出金	地方債		
2	総務管理費	人事給与システム改修事業 石油の世界館魅力向上事業	33,000,000 22,264,000	33,000,000 22,264,000				33,000,000 22,264,000	
3	民生費	児童福祉費 障がい福祉費 老人福祉費	167,520,000 25,200,000 149,920,000	160,683,000 25,200,000 149,920,000	160,683,000 16,800,000 129,920,000	8,400,000 20,000,000			
4	衛生費	清掃費	15,460,000 44,442,000	15,460,000 44,442,000	15,460,000			44,442,000	
6	農林水産業費	農業費	9,130,000 27,538,000 102,828,000	9,130,000 27,538,000 97,686,000	9,513,000 97,686,000			9,130,000	
2	農地費	新潟県農林水産業総合振興事業 松くい虫対策事業 県営かんがい排水事業費負担金 県営農地防災排水事業費負担金	3,219,000 18,370,000 7,900,000 31,400,000	3,219,000 18,370,000 7,900,000 31,400,000	3,219,000	7,900,000 31,400,000		18,370,000	
3	水産業費	漁港整備事業	58,700,000 147,900,000	58,700,000 147,900,000	58,700,000 147,900,000				
7	商工費	商業費	103,311,000 201,000,000 187,888,000	90,923,000 62,148,800 187,888,000	45,462,000 36,000,000 18,888,000	45,400,000	26,148,800	61,000	
8	土木費	道路橋りょう費 都市計画費	9,718,867,000 234,400,000 3,683,904,000	8,775,911,650 234,400,000 3,220,176,594	4,281,185,000 117,200,000 1,739,345,000	83,200,000 145,900,000 1,457,000,000	4,301,200,000	19,400,000 193,526,650 23,831,594	
		街路事業	30,080,000	30,077,134	6,280,000	22,800,000		997,134	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源	未収入特定財源	財源			
							国庫支出金	地方債		その他
5	公園緑地費	公園緑地事業	30,000,000	30,000,000		14,000,000	14,000,000		2,000,000	
		松くい虫対策事業	22,800,000	19,320,000					19,320,000	
	6	都市排水応急対策費	雨水排水対策事業	37,000,000	35,429,000			35,400,000		29,000
			公共建築物特定天井安全対策事業	16,600,000	16,600,000			16,600,000		
	7	建築費	公共建築物保全適正化推進事業	500,000,000	432,800,000			347,100,000		85,700,000
			教育ネットワーク構築事業	186,000,000	87,513,000					87,513,000
	10	教育費	教育ネットワーク構築事業	9,000,000	9,000,000					9,000,000
教職員人事給与システム改修事業										
2	小学校費	学校改築事業	325,812,000	325,811,600		95,874,000	229,900,000		37,600	
		大規模改築事業	2,398,200,000	2,398,200,000		837,600,000	1,520,800,000		39,800,000	
3	中学校費	大規模改築事業	1,365,900,000	1,365,900,000		443,100,000	922,800,000			
		大規模改築事業	70,800,000	70,800,000		10,500,000	47,800,000		12,500,000	
6	特別支援学校費	学校改築事業	217,160,000	217,159,900		36,532,000	180,600,000		27,900	
		大規模改築事業	483,600,000	483,600,000		90,000,000	393,600,000			
計			20,980,413,000	19,193,112,518	26,148,800	8,205,247,000	10,324,600,000		637,116,718	

報告第3号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

令和元年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな部資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1	資本的支出	1建設改良費	17,247,178,000	7,479,185,365	8,704,389,000	5,173,000,000	3,527,525,409	3,863,591	1,063,603,635	関係機関との調整等による。	

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな部資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	他事業負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	1建設改良費	3,026,969,000	1,808,144,414	1,162,854,000	719,000,000	64,127,000		379,727,000	55,970,586	関係機関との調整による。	
		基幹管路更新事業	1,027,477,000	777,051,092	82,269,000				82,269,000	168,156,908	施工方法変更に伴う工程調整による。	
		配水支管更新事業	2,951,101,247	2,680,073,951	237,765,000	20,000,000	9,021,000		208,744,000	33,262,296	他事業体工事との工程調整による。	
		配水支管整備工事	131,038,628	42,488,628	88,550,000			48,620,000	39,930,000		他事業体工事との工程調整による。	
		計	7,136,585,875	5,307,758,085	1,571,438,000	739,000,000	73,148,000	48,620,000	710,670,000	257,389,790		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(水道事業会計)

款		項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな部費の購入限度額	説 明
1事業費		1営業費	浄水場施設修理工事	34,760,000		34,760,000	内部留保資金				
		用									風水害に伴う部品調達の遅れによる。